

社会福祉法人袋中園 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人袋中園定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

（役員報酬）

第2条 当法人の役員報酬は、無報酬とする。

（費用弁償）

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、社会福祉法人袋中園役員等の費用弁償に関する規程に基づき費用を弁償する。ただし、施設長・管理者が役員で在勤地開催の理事会の場合は支給しない。

（改廃）

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成29年5月30日、一部改正